

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第707号

2015年(平成27年)2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 島山 関之

住民基本台帳に関する事務に係るコンピュータ処理について  
(答申)

2015年(平成27年)2月5日付けで諮問(第707号)された住民基本台帳に関する事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

2013年(平成25年)5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。),「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」という。)等,社会保障・税番号制度関連4法が公布された。

この関連4法によって導入される番号制度は,社会保障制度,税制,災害対策等の分野における行政運営の効率化を図り,国民にとって利便性の高い,公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。

これらの法律により住民基本台帳に関する事務については,「住民票に住民票コードを記載したときは,速やかに,地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し,その者に対し,当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない(番号法第7条第1項)。,「個人番号を指定するときは,あらかじめ機構に対し,当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知す

るとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする（番号法第8条第1項）。」「市町村長が個人番号を指定した際は、住民票に記載することとされている（整備法による改正後の住民基本台帳法第7条、第8条、番号法第17条第2項）。」「個人番号が住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）で取り扱う本人確認情報の一つとされる（整備法による改正後の住民基本台帳法第30条の6）。」などが規定されている。このため、既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）、住基ネット（市町村コミュニケーションサーバ（以下「CS」という。）及びCSコネクタを含む。）、証明交付システムの各システムについて、新たに個人番号の付番、保有、住民票への記載及び住基ネットを利用した機構等外部機関との情報連携などの処理機能を付加するための改修を行う必要がある。

この番号制度に対応するための当該システムの改修については、新たなコンピュータ処理を行うこととなるため、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求めるものである。

なお、市町村、都道府県及び機構が管理するサーバ間を住基ネット用の専用回線によってオンライン結合することについては、2002年5月9日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第105号により承認を受けている。

## (2) コンピュータ処理の内容

番号制度対応により行うコンピュータ処理は、次のとおりである。

### ア 個人番号の付番及び保有に係る対応

#### (ア) 個人番号とすべき番号の取得要求

住基ネットを通じ、機構に対して個人番号とすべき番号の生成を求める機能を既存住基システム、住基ネットに追加する。

#### (イ) 個人番号とすべき番号の受領

機構から個人番号とすべき番号が送信された場合受領する機能を既存住基システム、住基ネットに追加する。

#### (ウ) 個人番号の保有

既存住基システムのデータベースに個人番号を保存する領域を確保し、個人番号を保存する機能を追加する。

### イ 住民票への個人番号の記載に係る対応

#### (ア) 住民票の様式の変更及び個人番号の記載

住民票に個人番号の記載を設けるように様式を変更する。

また、既存住基システム、証明交付システムを改修し、住民票に個人番号を印字できる機能を追加する。

#### (イ) 個人番号付きの住民票の写しの交付

個人番号付きの住民票の写しを交付するために、既存住基システム、証明交付システムに個人番号記載の有無を選択する機能を

追加する。

ウ 各種業務処理への個人番号の追加

(ア) 異動情報への個人番号の追加

転出入などの異動処理において、転出証明書等の異動情報に個人番号が記載できる機能を既存住基システムに追加する。

(イ) 住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加

本人確認情報に個人番号が追加されることに伴い、住基ネットへ送信する情報に個人番号を追加するとともに、住基ネットから送信される個人番号を含んだ情報を受信し、既存住基システムへ取り込めるように既存住基システム、住基ネットを改修する。

エ 個人番号の通知に係る対応

(ア) 個人番号に係る通知カード送付先情報の機構への送信

通知カードの送付の委任先である機構に対し、通知カードの送付先となる世帯情報等を送信する機能を既存住基システム、住基ネットに追加する。

(イ) 個人番号カードの交付に係る対応

個人番号カードを取得した者の情報を管理するため、個人番号カードの取得状況に関する情報を既存住基システムのデータベースに追加し、管理する。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

このシステム改修にかかるファイルは3種類であり、それぞれにおいて取り扱う個人情報は、以下のとおりである。

ア 住民基本台帳ファイル(改修)

1.宛名番号,2.世帯番号,3.個人番号,4.住民票コード,5.氏名,6.生年月日,7.性別,8.現住所,9.方書,10.続柄,11.世帯主名,12.本籍地,13.筆頭者,14.在留カード等番号,15.第30条45規定区分,16.在留資格,17.在留期間,18.在留期間の満了日,19.国籍・地域,20.通称履歴,21.住民となった日,22.住所を定めた日,23.住民でなくなった日,24.前住所,25.転出予定先住所,26.転出確定住所,27.選挙人名簿資格,28.国民健康保険資格情報,29.後期高齢者医療資格情報,30.介護保険資格情報,31.国民年金資格情報,32.児童手当受給資格情報,33.個人番号カード交付状況,34.住民基本台帳カード交付状況,35.異動事由,36.異動年月日,37.届出年月日,38.更新年月日,39.更新時刻,40.処理ID,41.端末ID,42.更新職員ID,43.カード番号,44.自動交付機利用用暗証番号,45.利用者証明用電子証明書シリアル番号,46.団体内統合宛名番号

イ 本人確認情報ファイル(改修)

1.住民票コード,2.漢字氏名,3.外字数(氏名),4.ふりがな氏名,5.清音化かな氏名,6.生年月日,7.性別,8.市町村コード,9.大字・字コード,10.郵便番号,11.住所,12.外字数(住所),13.

個人番号，14.住民となった日，15.住所を定めた日，16.届出の年月日，17.市町村コード（転入前），18.転入前住所，19.外字数（転入前住所），20.続柄，21.異動事由，22.異動年月日，23.異動事由詳細，24.旧住民票コード，25.住民票コード使用年月日，26.依頼管理番号，27.操作者ID，28.操作端末ID，29.更新順番号，30.異常時更新順番号，31.更新禁止フラグ，32.予定者フラグ，33.排他フラグ，34.外字フラグ，35.レコード状況フラグ，36.タイムスタンプ

#### ウ 送付先情報ファイル（新規）

1.送付先管理番号，2.送付先郵便番号，3.送付先住所 漢字項目長，4.送付先住所 漢字，5.送付先住所 漢字 外字数，6.送付先氏名 漢字項目長，7.送付先氏名 漢字，8.送付先氏名 漢字 外字数，9.市町村コード，10.市町村名 項目長，11.市町村名，12.市町村郵便番号，13.市町村住所 項目長，14.市町村住所，15.市町村住所 外字数，16.市町村電話番号，17.交付場所名 項目長，18.交付場所名，19.交付場所名 外字数，20.交付場所郵便番号，21.交付場所住所 項目長，22.交付場所住所，23.交付場所住所 外字数，24.交付場所電話番号，25.カード送付場所名 項目長，26.カード送付場所名，27.カード送付場所名 外字数，28.カード送付場所郵便番号，29.カード送付場所住所 項目長，30.カード送付場所住所，31.カード送付場所住所 外字数，32.カード送付場所電話番号，33.対象となる人数，34.処理年月日，35.操作者ID，36.操作端末ID，37.印刷区分，38.住民票コード，39.氏名 漢字項目長，40.氏名 漢字，41.氏名 漢字 外字数，42.氏名 かな項目長，43.氏名 かな，44.郵便番号，45.住所 項目長，46.住所，47.住所 外字数，48.生年月日，49.性別，50.個人番号，51.第30条の45に規定する区分，52.在留期間の満了の日，53.代替文字変換結果，54.代替文字氏名 項目長，55.代替文字氏名，56.代替文字住所 項目長，57.代替文字住所，58.代替文字氏名位置情報，59.代替文字住所位置情報，60.外字フラグ，61.外字パターン

#### (4) コンピュータ処理の必要性

社会保障・税番号制度については，全国民が対象の制度であり，本市においても住民登録を有する約42万人が対象となる。この対象者について，個人番号の付番，保有等の番号制度に基づいた事務を正確かつ迅速に行うには，コンピュータ処理が必要である。

#### (5) 安全対策について

住基ネットは，全国の市町村，都道府県及び機構が共有するシステムとして開発されたもので，すべての市町村CS，都道府県CS及び全国CSが専用回線で接続されている。

システムの利用には，個人情報セキュリティを目的として，操作者を限定するために，端末操作に携わる職員の生体認証登録を行い，

操作者識別情報の設定を行う。また，ログインするごとに利用者の情報が記録される。なお，登録等の設定が行える職員は，必要最小限に限っている。

サーバが保管されている場所は，国が定める「情報システム安全対策基準」をすべて満たしている場所となっており，入退室の際は入退室管理簿への記入及び写真付き身分証の確認を行っている。また，執務室の入退室についても，入退室管理簿への記入及び写真付き身分証の確認を行っている。

その他，日常的な安全対策として，「藤沢市コンピュータ管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」を遵守する。

(6) 実施時期

2015年（平成27年）4月1日から

(7) 提出資料

- ア 資料1 住民基本台帳事務及び住民基本台帳ネットワークシステム概要図（「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（別添1）事務の内容」抜粋）
- イ 資料2 社会保障・税番号制度導入における住基システムフロー（「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」抜粋）
- ウ 資料3 社会保障・税番号制度対応のシステム改修に係る契約書（抜粋）
- エ 資料4 関係法令（番号法，整備法及び整備法による改正後の住民基本台帳法）（抜粋）
- オ 資料5 地方公共団体情報システム機構 セキュリティ基本方針書
- カ 資料6 地方公共団体情報システム機構 本人確認情報管理規程
- キ 資料7 情報システム安全対策基準
- ク 資料8 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

社会保障・税番号制度については，全国民が対象の制度であり，本市においても住民登録を有する約42万人が対象となる。この対象者について，個人番号の付番，保有等の番号制度に基づいた事務を正確かつ迅速に行うには，コンピュータ処理が必要である。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理の必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次の安全対策を講じている。

ア 住基ネットは、全国の市町村、都道府県及び機構が共有するシステムとして開発されたもので、すべての市町村CS、都道府県CS及び全国CSが専用回線で接続されている。

イ 当該システムの利用には、個人情報のセキュリティを目的として、操作者を限定するために、端末操作に携わる職員の生体認証登録を行い、操作者識別情報の設定を行う。また、ログインするごとに利用者の情報が記録される。なお、登録等の設定が行える職員は、必要最小限に限っている。

ウ サーバが保管されている場所は、国が定める「情報システム安全対策基準」をすべて満たしている場所となっており、入退室の際は入退室管理簿への記入及び写真付き身分証の確認を行っている。また、執務室の入退室についても、入退室管理簿への記入及び写真付き身分証の確認を行っている。

エ その他、日常的な安全対策として、「藤沢市コンピュータ管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」を遵守する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上